

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

目次	ページ
規 則	
○北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則..... (地域福祉課)	3
○北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則..... (漁業指導課)	3
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告..... (情報基盤課)	4
○土地改良区の定款及び事業計画の変更の認可..... (土地改良指導課)	5
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (土地改良指導課)	5
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	6
○道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課)	6
○特定調達契約に係る入札の公告..... (漁業指導課)	7
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (漁業指導課)	8
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	8
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	9
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	10
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	11
○急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防災課)	11
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課)	11
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	11

規 則

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年 8月 6日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第118号
北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則
北海道福祉のまちづくり条例施行規則 (平成9年北海道規則第144号)の一部を次のように改正する。

第15条各号を次のように改める。

- (1) 日本道路公団
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (3) 独立行政法人水資源機構
- (4) 独立行政法人都市再生機構
- (5) 日本下水道事業団
- (6) 日本郵政公社
- (7) 地方住宅供給公社

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 8月 6日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第119号

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道海面漁業調整規則 (昭和39年北海道規則第132号)の一部を次のように改正する。
別表第3後志の部余市川の項中「5月1日から6月30日まで」の次に「及び8月20日から11月30日まで」を加え、同部中

1,000	5月1日から11月30日まで	を	1,000	5月1日から11月30日まで
500			500	
150	5月1日から8月31日まで	を	150	5月1日から8月31日まで
300			300	
300			300	

月30日まで	に改め、同表渡島の部国縫川の項を削り、同表胆振の部中
月31日まで	

「粘り抜く熱意と対話」(四島) (し) (未) (返) (還) 「8月は北方領土返還要求運動強調月間です。」

賞 気 別 川	虻田郡豊浦町字浜町 1 番の101地先に 知事が建設した標柱の位置	虻田郡豊浦町字高岡31番の7地 事が建設した標柱の位置
---------	--------------------------------------	--------------------------------

先に知	195.00	195.00	500	9月1日から12月10日まで	を
-----	--------	--------	-----	----------------	---

賞 気 別 川	虻田郡豊浦町字浜町 1 番の101地先に 知事が建設した標柱の位置	虻田郡豊浦町字高岡31番の7地 事が建設した標柱の位置
長 流 川	河口左岸より500メートルの位置	河口右岸より500メートルの位

先に知	195.00	195.00	500	9月1日から12月10日まで	に改
置	210.00	210.00	500		

め、同表十勝の部広尾川の項中「広尾郡広尾町字フンベ広尾国有林1145林班へ小班地先」を「広尾郡広尾町国有林1145林班へ小班地先」に改め、同表根室の部羅臼川の項中「目梨郡羅臼町共栄町3番の2地先」を「目梨郡羅臼町共栄町441番」に、「目梨郡羅臼町礼文町2番地先」を「目梨郡羅臼町礼文町418番」に改め、同部サシルイ川の項中「9月10日」を「9月30日」に改め、同表網走の部イウウベツ川の項中「斜里郡斜里町国有林378林班ろ小班地先」を「斜里郡斜里町国有林1378林班ろ小班地先」に、「斜里郡斜里町国有林379林班い小班地先」を「斜里郡斜里町国有林1379林班い小班地先」に改め、同部オネベツ川の項中「斜里郡斜里町国有林229林班ろ小班地先」を「斜里郡斜里町国有林1229林班ろ小班地先」に、「斜里郡斜里町国有林301林班イ小班地先」を「斜里郡斜里町国有林1301林班イ小班地先」に改め、同部奥薬別川の項中「斜里郡斜里町国有林142林班ホ小班地先」を「斜里郡斜里町国有林1142林班ホ小班地先」に、「斜里郡斜里町国有林143林班口小班地先」を「斜里郡斜里町国有林1143林班口小班地先」に改める。

別記第2号様式の7(6)の事項及び(7)の事項を削る。
別記第2号様式の2の7(6)の事項及び(7)の事項を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成16年8月13日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第707号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成16年8月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
業務系LAN機器（本庁・支庁） 一式（1月当たりの単価）
 - (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等
入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 納 入 期 限 平成16年12月31日（金）
 - (4) 契 約 期 間 平成17年1月1日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年12月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
 - (5) 納 入 場 所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

 - (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 当該物品の障害発生時等に、速やかな対応のとれる体制を有すること。
 - (4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申 請 の 時 期 平成16年8月6日（金）から9月15日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く）
 - イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道企画振興部IT推進室情報基盤課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 575

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道企画振興部 I T 推進室情報基盤課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟4階 会議室4
(送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道企画振興部 I T 推進室情報基盤課)

(2) 入札日時 平成16年9月21日(火)午前10時(送付による場合は、平成16年9月17日(金)午後5時までに必着のこと)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道企画振興部 I T 推進室情報基盤課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道企画振興部 I T 推進室情報基盤課

(2) 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 575

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

LAN apparatus used for the Hokkaido administration network system
(in such cases as the government office, branch administrative office)

B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., September 21, 2004

(If mailed bids must arrive no later than 5 : 00 P. M., September 17, 2004)

C . Contact :

Information Infrastructure Division Office of IT Promotion, Department of Planning

and Development, Hokkaido Government, Kita 3, Nishi 6, Chuo-ku, Sapporo-shi,
Hokkaido, 060-8588 Japan
Phone 011-231-4111 Extension 23-575

北海道告示第708号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項及び第48条第1項の規定により、平成16年7月29日、栗山土地改良区の定款及び土地改良(維持管理)事業計画の変更を認可した。
平成16年8月6日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第709号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成16年8月6日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
鹿追町	美蔓	基盤整備促進[基盤整備](農道)	平成15.12.1
音更町	上牧	同	同 15. 8.29
大樹町	萌和東	同	同 15. 8. 8
同	第2上中島	同	同 15.12.10
忠類村	古里	同	同 15. 9.10
広尾町	紋別第2	同	同 15.10.10
豊頃町	十弗西	同	同 15.12.12
士幌町	北開	同	同 15.11. 4
浦幌町	合流2	同	同 15.11.20
幕別町	中里	災害復旧(農業用施設)	同 15. 7.22
池田町	昭栄1	同	同 15.12.19
同	昭栄2	同	同
同	昭栄3	同	同 16. 1.30
同	昭栄4	同	同
同	高島	同(農地)	同 15.12.10
同	美加登1	同	同
池田土地改良区	東台2	同(農業用施設)	同 16. 3.23
陸別町	中斗満	同	同 16. 3.19
同	下登良利	同	同

本別町	西仙美里3-1	災害復旧(農業用施設)	平成16. 3.19
同	美里別西中3	同	同
同	上押帯1	同	同
芽室町	美 蔓	同	同 16. 2.12
同	同	災害関連	同
同	上 伏 古	災害復旧(農業用施設)	同 16. 2.23
同	上 関 山	同	同 16. 3. 1
足寄町	郊 南	同	同 16. 2.27
同	鷺 府	同	同
同	白 糸 1	同	同
同	白 糸 2	同	同
同	滝 の 上 1	同	同
同	滝 の 上 2	同	同
同	滝 の 上 3	同	同
同	滝 の 上 4	同	同

北海道告示第710号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
 その関係書類は、平成16年8月9日から20日間、一般の縦覧に供する。
 平成16年8月6日

地区名	事業の種類	縦覧場所
日高1区	農免農道整備	北海道日高支庁
中鹿追東	畑地帯総合整備 [担い手支援型(単独土層改良)] (暗きよ、土層改良)	北海道十勝支庁
本別	中山間地域総合整備(農業用排水、暗きよ、農用地改良保全)	同
厚生	中山間地域総合農地防災(農業用排水、土留工)	北海道上川支庁

北海道告示第711号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。
 平成16年8月6日

地区名	事業の種類	完了年月日
岩知志2	災害復旧(農業用施設)	平成16. 3.30
岩知志3	同	同

荷負 4	同	同 16. 3.25
大 富	同	同
厚賀 1	災害復旧(農地)	同 16. 1.30
厚賀 2	同	同
厚賀 5	同	同
正和 14	同	同
共栄 5	同	同
共栄 6	同	同
共栄 8	同	同
共栄 10	同	同
共栄 11	同	同
東川 10	同	同
正和 2	同	同 16. 1.27
正和 8	同	同
大狩部 2	同	同 16. 1.30
東川 11	同	同
美宇 25	同	同 16. 1.29
若園 5	同	同 16. 1.30
若園 6	同	同
若園 7	同	同
貫気別46	同	同
貫気別47	同	同
貫気別50	同	同
荷負 8	同	同
荷負 9	同	同
貫気別51	同	同
貫気別53	同	同
貫気別54	同	同
貫気別55	同	同
貫気別56	同	同
貫気別58	同	同
貫気別59	同	同
貫気別60	同	同
旭 23	同	同
旭 24	同	同

旭 29	災害復旧（農地）	平成16. 1.30	石 山 農免農道整備	同 15. 7.16
旭 30	同	同	来馬第1 同	同 15. 8.11
旭 34	同	同	向 陽 同	同 16. 1.20
旭 39	同	同	長 節 農地保全整備（農業用排水）	同 12.10.30
芽生 7	同	同	同 同（暗きよ）	同 14.12.20
芽生 9	同	同	軍 豊 畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水）	同 14. 8.20
清 畠 2	同	同 16. 2.10	同 同（区画整理）	同 15.10.30
清 畠 3	同	同	同 同（暗きよ）	同 15.12.10
賀 張 1	同	同	同 同（土層改良）	同 16. 2.20
賀 張 11	同	同		
正 和 40	同	同 16. 1.29	北海道告示第712号	
美 宇 26	同	同	次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
美 宇 28	同	同	なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。	
太 陽 12	同	同 16. 1.30	平成16年8月6日	
共 栄 12	同	同	北海道知事 高 橋 はるみ	
東 川 13	同	同 16. 1.28	1 入札に付する事項	
東 川 14	同	同	(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船北王丸上架修理工事 一式	
貫気別61	同	同 16. 1.30	(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。	
清 畠 6	同	同 16. 2.10	(3) 履 行 期 日 平成16年10月30日	
三 和 12	同	同 16. 1.30	(4) 履 行 場 所 造船所	
三 和 14	同	同	2 入札に参加する者に必要な資格	
厚 賀 8	同	同	次のいずれにも該当すること。	
厚 賀 9	同	同	(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。	
正 和 42	同	同 16. 1.27	(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
北見中央	広域営農団地農道整備	同 12. 9.22	(3) 総トン数500トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。	
南小清水	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（土層改良）	同 15.12. 1	(4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有すること。	
同	同（暗きよ）	同 12.12. 8	3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
津別中央	国営附帯道営農地防災（整地）	同 15.12.10	(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	
同	同（暗きよ）	同 15.12. 9	ア 申 請 の 時 期 平成16年8月6日から20日まで	
同	同（農地保全）	同 11.12.10	イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな	
川 西	土地改良総合整備〔担い手育成型〕（暗きよ）	同 14. 2.20		
同	同（客土）	同 15.10.30		
同	同（区画整理）	同 15. 3.20		
朝 日	経営体育成基盤整備（区画整理）	同 15.12.24		
同	同（暗きよ）	同 11.12.14		

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部漁業指導課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎10階1号会議室
(送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課)

(2) 入 札 日 時 平成16年9月17日 午後2時(送付による場合は、必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

(1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道水産林務部漁業指導課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 420

(2) 前金払いは、契約金額の4割に相当する額以内で行う。

10 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel
HOKUO-MARU Repair Service 1 set
- B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., September 17, 2004
- C . Contact point for notice : Fishing Guidance Division, Department of Fisheries and
Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo,
Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Extension 28-420

北海道告示第713号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年8月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船はくと上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成16年7月20日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 川崎造船株式会社 代表取締役 川崎 隆司
(2) 住 所 釧路市浜町3番6号
- 4 落札金額
65,940,000円
- 5 競争の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成16年6月1日付け北海道告示第558号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道水産林務部漁業指導課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第714号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年8月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町字鶴苫605(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第715号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成16年8月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 稚内市大字稚内村字ノシャップ2241の1(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡泊村大字興志内村22地先・字梅田沢73地先(以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 樺戸郡新十津川町字学園177の2地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、177の1・178の1・179の3・183の1・186(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、160の1、177の2、182の2
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 増毛郡増毛町岩老902(国有林。次の図に示す部分に限る。)、901(国有林)、800の1・800の3・801の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、135、204、233、556

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 増毛郡増毛町舎熊1030の28(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 6(1) 保安林予定森林の所在場所 苫前郡初山別村字明里2232の1・2235(以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、549の4・550(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡穂別町字栄140の1地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、140の1・144の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡穂別町字稲里256の3地先・256の3(以上1筆地先1筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、256の1・256の6・621の1・621の2(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、255の3、255の4、256の5、257の9、257の10

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

9(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡本別町押帯207の1・207の2・208・209(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに稚内市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第716号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年8月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 小樽市朝里川温泉1丁目546の37から546の41まで、546の44から546の49まで、朝里川温泉2丁目549の4、551の6から551の10まで
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所 茅部郡砂原町字紋兵工砂原600の1(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解 除 の 理 由 砂防施設用地とするため
 - 3(1) 解除予定保安林の所在場所 茅部郡森町字上台町326の1(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第717号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による保安林の指定の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を新十津川町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年8月6日北海道告示第715号のとおりである。

平成16年8月6日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

樺戸郡新十津川町学園160の1所在の森林について所有権を有する上野健治

北海道告示第718号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成16年8月6日

北海道知事 高橋 はるみ

積丹町日司その2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡 市 町	大 字	字	地 番	標柱番号
積丹郡 積丹町	日司町		6番16	1
同 同	同		599番	2
同 同	同	黒松内	105番	3
同 同	同	黒松内	364番1	4
同 同	同		7番4	5

北海道告示第719号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年8月6日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項佐呂間町農業協同組合の事項中「同 若佐支所」を削る。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第111号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年8月6日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 警察官（男性）用夏服上衣の落札者の決定

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 4,840着

警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 2,215着

(2) 落札を決定した日

平成16年6月3日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社エコー商事

イ 住 所 札幌市北区北38条西4丁目1番3号

(4) 落札金額

51,475,200円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成16年4月23日付け北海道警察本部告示第59号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

2 警察官（男性）用夏服ズボン等の落札者の決定

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

警察官（男性）用夏服ズボン 3,858本

警察官（男性）用夏帽子 1,658個

警察官（男性）用夏活動帽 1,071個

(2) 落札を決定した日

平成16年6月3日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社パル

イ 住 所 札幌市中央区北13条西17丁目

(4) 落札金額

38,456,218円

- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - (6) 一般競争入札の公告
平成16年4月23日付け北海道警察本部告示第59号
 - (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
- 3 警察官(男性)用防寒服(Ⅱ種)の落札者の決定
- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
警察官(男性)用防寒服(Ⅱ種) 1,902着
 - (2) 落札を決定した日
平成16年6月3日
 - (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 榎本商事株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南2条西10丁目3番地1
 - (4) 落札金額
33,830,874円
 - (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - (6) 一般競争入札の公告
平成16年4月23日付け北海道警察本部告示第59号
 - (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-